

医 一
令和 2 年 月 日

厚生労働省医政局医事課長 様

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく協議について（回答）

秋田県健康福祉部長
（公印省略）

令和 2 年 7 月 28 日付け事務連絡で協議のあったこのことについて次のとおり回答します。

なお、個別の研修プログラムに関する意見等は添付のとおりです。

【意見】全診療領域関係

今回、日本専門医機構から提示された都道府県別・診療科別のシーリング案では、「シーリングの対象外」となる判断基準を「シーリング数 5 以下」としているが、これでは、単年度のみ突発的に採用数が増加している場合も対象外となるなど、医師少数県には不利益が大きいことから、シーリングの基本ルールと同様に「過去 3 年の平均採用数 5 以下」を判断基準とするべきである。

また、本案は、医師少数県であっても一律にシーリングが課させるなど、医師不足地域の実態が十分に反映されたものとは言いがたい内容となっている。

秋田県では、神経内科医などが少ないため、精神科医が認知症やてんかんにかかる対応の一部を担うなど、各診療科の垣根を越えた医療を提供することで、地域医療提供体制が維持できているのが実情である。

そもそも、医師確保計画において、医師少数県は、診療科を問わずに医師数を確保することが目標とされていることから、専攻医のシーリングにおいても、医師数が絶対的に不足している医師少数県に対してはシーリングを行わないよう見直しを行っていただきたい。

さらに、地域偏在の解消に向けては、都市部を中心とした募集定員を大幅に削減することが必要不可欠であることから、定員の激変緩和措置を必要最小限にとどめるなど、必要な調整を主導的に実施していただきたい。

担 当：秋田県健康福祉部医務薬事課
医療人材対策室 高橋

電 話：018-860-1410

E-mail：yukit@pref.akita.lg.jp

（別添 1）

意見様式（本文再掲）

都 道 府 県 名：秋田県

基 幹 施 設 名：

診療科領域名：全診療領域

プログラム名：

1. 基幹施設又は連携施設に関する意見（3（2）①及び②に関するもの）

2. 定員配置等に関する意見（3（2）③に関するもの）

3. 医師確保対策または偏在対策に関する意見（3（2）④に関するもの）

4. 臨床研究医コースを設けることに関する意見（3（2）⑤に関するもの）

基礎医学研究も重要な分野であり、コースの設定は必要と考えるが、地域医療提供体制への影響が過大とならないよう配慮していただきたい。

5. 日本専門医機構が地域枠離脱に関する意向を都道府県に確認することに関する意見（3（2）⑥に関するもの）

地域枠の離脱を防ぐ取組に加え、地域医療に従事しながらであっても、専門研修に取り組めるよう、地方の指導環境を充実させるための仕組みづくりに取り組んでいただきたい。

6. その他

今回、日本専門医機構から提示された都道府県別・診療科別のシーリング案について、「シーリングの対象外」となる判断基準を「シーリング数5以下」にすると、単年度のみ突発的に採用数が増加している場合も対象外となるなど、医師少数県には不利益が大きいことから、シーリングの基本ルールと同様に「過去3年の平均採用数5以下」を判断基準とするべきである。

また、本案は、医師少数県であっても一律にシーリングが課させるなど、医師不足地域の実態が十分に反映されたものとは言いがたい内容となっている。

秋田県では、神経内科医などが少ないため、精神科医が認知症やてんかんにかかる対応の一部を担うなど、各診療科の垣根を越えた医療を提供することで、

地域医療提供体制が維持できているのが実情である。

そもそも、医師確保計画において、医師少数県は、診療科を問わずに医師数を確保することが目標とされていることから、専攻医のシーリングにおいても、医師数が絶対的に不足している医師少数県に対してはシーリングを行わないよう見直しを行っていただきたい。

さらに、地域偏在の解消に向けては、都市部を中心とした募集定員を大幅に削減することが必要不可欠であることから、定員の激変緩和措置を必要最小限にど定めるなど、必要な調整を主導的に実施していただきたい。

(別添1)

都 道 府 県 名：秋田県

基 幹 施 設 名：

診療科領域名：精神科

プログラム名：

1. 基幹施設又は連携施設に関する意見（3（2）①及び②に関するもの）

2. 定員配置等に関する意見（3（2）③に関するもの）

3. 医師確保対策または偏在対策に関する意見（3（2）④に関するもの）

4. 臨床研究医コースを設けることに関する意見（3（2）⑤に関するもの）

5. 日本専門医機構が地域枠離脱に関する意向を都道府県に確認することに関する意見（3（2）⑥に関するもの）

6. その他

本県では、神経内科医などが少ないため、認知症やてんかんについて、精神科医が診療を担っている比率が高い状況にある。

また、本県の精神科医の約1／3が60代以上となっており、触法患者の司法精神鑑定、措置診察、各種精神保健相談業務、精神障害者保健福祉手帳等判定等の公的業務を滞らせないためにも、新たな精神科医の育成は急務である。

さらには、本県の自殺率が全国1位という現状に対して積極的な対応を取っていく必要もあることから、本県の精神科についてはシーリングの対象外としていただきたい。